



外国人技能実習制度の“今”を伝える

iBridge

アイブリッジ通信



アイブリッジ協同組合では、新型コロナウイルス感染症への対策として、「事前に実習生・職員全員のPCR検査」を実施し、「陰性」の場合にのみ配属・訪問することを徹底しています。受入れ先の皆さまに安心していただけるよう、細心の注意と最善の努力を続けて参ります。

NEWS

昨年末から今年1月にかけて、ミャンマーやベトナムから入国した50名を超える実習生たちは、約1か月の入国後講習を修了し、無事実習先へ配属されました。若くて活力のある実習生たちの活躍を期待するとともに、組合からも万全のサポートを行ってまいります。

なお、緊急事態宣言に伴う外国人の新規入国の停止措置については、宣言解除後も当分の間継続するとの政府決定により、実習生の入国にも遅れが生じる見込みです。ミャンマーでは突然の政変(クーデター)もあり、実習生を受け入れている施設様、お待ちになっている施設様には、ご心配、ご不便をおかけしていますが、新たな情報などは随時お知らせします。

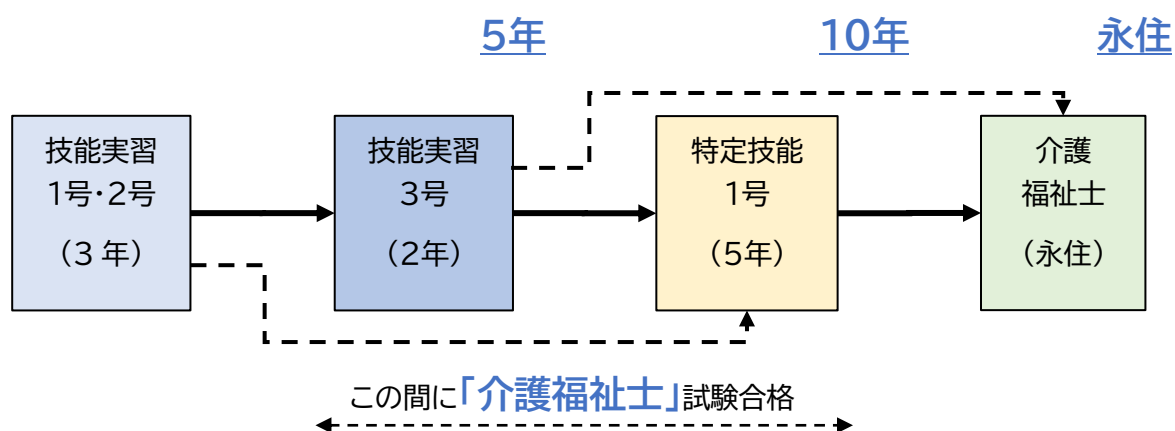
優秀な実習生の長期就業について



技能実習1号・2号を修了した実習生は、一定の要件を満たすことにより、①「技能実習3号」、または、②「特定技能1号」へ移行することが可能です。また、この二つの制度を組み合わせることで、「最長10年間」の長期就業が可能です。

さらに、この間に実習生が「介護福祉士」試験に合格すれば、在留資格「介護」により「永続的」な就業の道が開けます。従って、将来的に「介護福祉士」試験合格を目指すことを念頭に実習を進めることが、長期就業を望む実習実施者と実習生の双方にメリットのある方法ではないでしょうか。

なお、下図の通り、技能実習2号修了後は様々なルートがありますが、実線のように「技能実習3号」を経て「特定技能」へ移行するのが、介護福祉士試験の受験機会を最も多く取れるルートになります。



“優良な実習実施者”を目指しましょう

ところで、介護職種で第3号技能実習を行うためには、実習生・実習実施者・監理団体のそれぞれが、下記の条件を満たす必要があります。また、「優良認定」には、技能実習3号で実習期間を2年延長できるだけでなく、受入れ人数枠が2倍に拡大されるというメリットもありますので、まずは「優良認定」を目指して学習を進めることをお勧めします。

実習実施者	優良な実習実施者の要件を満たしていること (技能実習3号の計画認定申請の際に適合申告書を提出)
実習生	専門級介護技能実習評価試験(実技試験)の合格 日本語能力試験N3の合格(その他これと同等以上の能力を有すると認められる者)
監理団体	介護職種の優良な監理団体の要件を満たしていること (現在認定された組合はないがアイブリッジ協同組合は2021年度内に認定取得予定)

「実習実施者」が「優良認定」を受けるには、次項の配点表で満点の6割以上が要件(法人単位)となります。多少複雑な配点方法になっており、難しい項目も一部含まれていますので、詳細や不明な点などは組合にご確認ください。特に、「①技能等の習得等に係る実績」(評価試験の合格実績など)と、「④法令違反・問題の発生状況」は、配点が高い項目や減点対象になりうる項目ですので、しっかりと押さえる必要があります。さらに、各施設様の事情に応じ、他の項目での加点で条件を満たせるように、当初からこの配点表を念頭において、実習を進めていくことをお勧めします。

なお、技能実習3号の計画認定申請は原則実習開始予定日の4か月前までに行う必要がありますが、申請自体は6か月前から可能ですので、余裕をもって対応されるようお願いいたします。

「実習生」の「専門級」介護技能実習評価試験については、2号実習計画の認定後速やかに(遅くとも実習修了の12か月前までに)申請し、第2号技能実習修了の2~6か月前に受験することが推奨されています。ただし、不合格の場合は再受験(一回のみ可能)の必要もあることや、優良な実習実施者に認定されるための配点項目の一つであるため余裕をもって受験すること、また、過去の試験問題などを参考にあらかじめ試験内容を確認しておくことをお勧めします。

優良な実習実施者の認定要件(配点表)

項目		配点
① 技能等の習得等に係る実績		最大70点
I	過去3技能実習事業年度の初級程度の介護技能実習評価試験等の学科試験及び実技試験の合格率	95%以上:20点、80%以上:10点、 75%未満:-20点
II	過去3技能実習事業年度の専門級・上級程度の介護技能実習評価試験等の実技試験の合格率(2号・3号修了者が対象)	80%以上:40点、70%以上30点、60%以上:20点、 50%未満:-40点
	対象となる技能実習生がない場合、専門級程度の介護技能実習評価試験等の実技試験の合格実績に応じて加点	3人以上:20点、2人:10点、1人:5点
III	直近過去3年間の専門級・上級程度の介護技能実習評価試験等の学科試験の合格実績	2人以上:5点、1人:3点
IV	技能検定等の実施への協力(介護技能実習評価試験の試験評価者を社員等の中から輩出している場合等を想定)	有:5点
② 技能実習を行わせる体制		最大15点
I	過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	全員有:5点
II	過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	全員有:5点
III	過去3年以内の介護職種の実習指導員講習の受講歴	全員有:5点
③ 技能実習生の待遇		最大10点
I	第1号技能実習生の賃金(基本給)と最低賃金の比較	115%以上:5点、105%以上:3点
II	技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	5%以上:5点、3%以上:3点
④ 法令違反・問題の発生状況		最大5点
I	直近過去3年以内の改善命令を受けたことがあること	改善未実施:-50点、改善実施:-30点
II	直近過去3年以内の失踪	ゼロ:5点、10%未満又は1人以下:0点 20%未満又は2人以下:-5点 20%以上又は3人以上:-10点
III	直近過去3年以内の責めによるべき失踪	該当:-50点
⑤ 相談・支援体制		(旧配点)最大15点、(新配点)最大45点
I	母国語相談・支援マニュアル等を策定し、関係職員に周知	有:5点
II	母国語で相談できる相談員を社内に確保	有:5点
III	直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ実績	(旧配点)有:5点 (新配点)基本人数枠以上:25点、未満:15点
IV	技能実習の継続が困難となった技能実習生のために、実習先変更支援サイトに受入可能人数を登録	(新配点のみ)有:10点
⑥ 地域社会との共生		最大10点
I	技能実習生に対する日本語の学習の支援	有:4点
II	地域社会との交流を行う機会をアレンジ	有:3点
III	日本の文化を学ぶ機会をアレンジ	有:3点
【優良認定基準】 旧配点:合計125点中75点以上、新配点:合計155点中93点以上		

(令和3年10月までは旧配点を選択可能)

技能実習の流れ(必要な手続き等)

対象	手続き	第1号技能実習												第2号技能実習												第3号技能実習					
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	24月			
実習生	初級介護技能実習評価試験	申込																													
	専門級介護技能実習評価試験													申込												受検					
	一時帰国*																									←-----→					
実習実施者	技能実習計画認定(2号)													申請																	
	技能実習計画認定(3号)																									申請					

※一時帰国:第2号技能実習修了後または第3号技能実習を開始してから1年以内に1ヶ月以上1年未満

アイブリッジ協同組合は、実習開始後24か月ごろまでに、施設様のご意向を踏まえながら、優良な実習実施者の要件や効果的な対応などについてのご案内やご相談にお伺いいたします。また、ご不明な点などがございましたら、いつでもお気軽にご連絡ください。

ミャンマー情勢について

アイブリッジ協同組合では、複数の現地ソースから独自ルートで情報収集を行っています。

現地では、現在も各地で抗議デモが継続しています。また、軍事政権の締め付け強化により、アウン・サン・スー・チー氏をはじめとする国民民主連盟(NLD)党员などの拘束や、死傷者も出るなど、予断を許さない状況が続いていますが、今後、経済重視で海外との協調を模索しながら、現実的な政策運営を行っていきと見られています。また、親中国に走らないように西側諸国も過度な制裁は加えにくいとの見方が多いようです。



技能実習制度への影響について



現在はデモの影響で市中に混乱は見られますが、行政制度や手続き自体に変更はなく、実習生の新規募集なども、現地送出機関でこれまで通り可能です。ただし、軍事政権に抗議する「不服従運動」(CDM)に賛同してストライキを続けている国民(公務員を含む)も多く、直近の渡航手続きなどには遅れが生じる可能性があることはお含みおきください。また、現在は新型コロナウイルスの影響もあり、候補生との面接はリモートで実施しています。

なお、海外への人材送出は以前の軍政時代から行われており、当面の国内雇用環境の停滞により海外に職を求める需要が増えると思われること、また、日本政府側も二国間協定を進めてきた中で自ら中止する可能性は低いため、技能実習制度自体への影響はさほど大きくないと考えられます。

実習生紹介:Thin Thin Tunさん

ティン ティン トウン 国籍:ミャンマー 年齢:31歳
静岡県・生活介護施設配属(2020年9月入国)

私は、2020年9月下旬に来日しました。新型コロナウイルス感染症の影響で、日本への入国が予定よりだいぶ遅れたので、入国できたときはとても嬉しかったです。

日本に来たばかりの頃は、ゴミの分別や交通ルールなどがとても難しく、なかなか慣れることができませんでした。そして、日本の冬と地震にもとても驚きました。勉強になったことは、介護の仕事と知識はもちろんのこと、特に、防災訓練、時間の管理、挨拶の習慣などです。



仕事については、毎日楽しく働いています。高齢者のかたと話しながら、日本の文化やお祭りのこと、いろんな方言と歌を覚えました。先輩たちのおかげで、仕事にもだんだん慣れてきて、利用者様の性格や趣味、好みなども分かるようになりました。休みの日は、テレビで大相撲を見たり、一緒に住んでいる友達と料理を作ったり、GUやUNIQLOへ買い物に行ったりしています。

私にとって、給料日は一番の楽しみです。自分が働いて得たお金で家族を幸せにしてあげられるのは、とても嬉しいことです。これからも、家族のために、日本語の勉強と介護の仕事を一生懸命がんばります。



アイブリッジ協同組合

所在地：〒104-0061 東京都中央区銀座2-11-8 第22中央ビル9F
TEL：03-6228-4196 FAX:03-6228-4896
URL：<https://www.ibridge.or.jp> MAIL: info@ibridge.or.jp



2021年3月22日発行